平成２８年（フ）第１０８号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2160番地　ファミール新宮Ｂ棟205号
債務者　松田　文子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第９２号
福岡県飯塚市目尾412番地６
債務者　船越　俊郎
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７２号
福岡県直方市大字感田1819番地１　レオネクスト感田109号
債務者　宮本　弘幸
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第７４号
佐賀県唐津市東唐津３丁目８番７号
債務者　中島　　都
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３１３号
大分市新栄町13番７号（ヴィラ・クレール新栄101）
債務者　前田いつ子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２７号
大分市里１丁目１番17号（キャスル里Ａ）
債務者　北田　裕也
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１４号
宮崎市鶴島３丁目159番地　県営住宅１棟202号
債務者　畠　　悦子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目36番５号（グレースタウン荒田101号）
債務者　荒井　竜太
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５６号
鹿児島県姶良市加治木町木田1605番地　さつきアパート10号
債務者　佐々木雅文
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
鹿児島県姶良市東餅田461番地５　セジュール梨音101号
債務者　小坂元由樹
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５５４号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地22棟102号
債務者　樋口　貴弘
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７２号
千葉県松戸市常盤平６丁目29番地の17　矢代ハイムＣ号
債務者　西坂　啓子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７４号
千葉県柏市豊四季299番地13　豊エステートＡ－３号
債務者　古川　好美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２３号
千葉県柏市柏６丁目４番５－201号
債務者　野口　正紀
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３７号
千葉県松戸市下矢切50番地の４　スカイハイツ１号
債務者　近藤　京子（旧姓竹腰）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１３号
和歌山県岩出市岡田741番地の１（106号）、前住所和歌山県岩出市吉田423番地の16
債務者　寺嶋　賢吾
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係